

# 札幌市の「公契約条例」ができると 市が契約する仕事で賃金の「下限額」が決まります

札幌市は2012年(平成24年)3月の議会で「公契約条例」を制定するための作業をすすめています。この条例ができると、札幌市が発注する公共工事で働くみなさんや市が業務委託している清掃や警備の仕事で働くみなさん、そして「指定管理者」によって運営されている施設で働くみなさんの賃金の「下限額」が決まります。それぞれ、基準となる賃金をもとに、審議会の答申を受けて市長が決めることになります。

## 「指定管理者」の施設で働くみなさんの賃金は 市の現業職員の初任給が基準に

「指定管理者」によって運営されている施設で働くみなさんの賃金については、札幌市の現業職員の初任給を基準にして、生活保護基準その他の事情を勘案して決められます。

いま札幌市の現業職員の初任給は月額12万7,600円で、時給に換算すると846円になります。

北海道の最低賃金は「時給705円」で、これでも月収を試算すると11万8,440円です。この賃金で働く単身者が生活保護を申請すると、勤労控除がありますから、札幌市の生活保護基準よりも4万円以上下回ることになります。これを時給に換算すると946円です。

**時給846円**

## 生活保護を下回っている最賃

生活保護基準なら  
**時給946円**

生活保護基準を勘案するなら、これを最低基準としなければなりません。札幌市が指定管理者に運営を委託している施設は、区民センター・体育館・公園・老人福祉センター・児童会館・市営住宅など418施設(2010年4月)です。総務省は2010年12月に通告を出して「指定管理者制度は単なる価格競争であってはならない」「労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮を」求めています。



## 札幌地区労連・札幌地域自治体ユニオン・建交労札幌合同支部

## 公契約条例 共同ニュース

札幌市白石区菊水3条3丁目 沢田ビル1F  
電話 011(815)4700  
札幌市白石区菊水3条3丁目 沢田ビル4F  
電話 011(826)8558  
札幌市東区北9条東1丁目 労働センター2F  
電話 011(711)7377

## 自製ワーキングプアをなくそう

税金で行われている仕事で貧困がつくられている「自製ワーキングプア」が大きな社会問題になっています。

大阪の地下鉄の清掃作業で働く労働者が時給760円で働きながら、生活保護が適用されました(右の新聞)

「公契約条例」は「公的機関と民間の公契約は、低廉な労働条件で契約されがちであり、コスト削減の結果、低賃金が実現する可能性が高い。しかし、公的機関はモデル使用者、民間の規範となる必要がある。だから公契約に適正労働条件を挿入し、公正労働条件の確保、低賃金の排除を目的とする(ILLCO協会)」という考えのもとづく条例です。

「朝日」2010.7.10

## 月26日働けど 生活保護



## 建設・土木工事の賃金は「2省単価」が基準

2011年度公共工事労務費単価 札幌市の「公契約条例」案では、建設・土木など公共工事で働くみな

特殊作業員	13,400円
普通作業員	10,700円
軽作業員	9,000円
とび工	13,200円
鉄筋工	13,100円
運転手(特殊)	13,300円
運転手(一般)	11,200円
型わく工	12,800円
大工	13,400円
左官	14,000円
交通誘導員A	8,000円
交通誘導員B	7,200円

んの賃金の下限額は国土交通省などによる「公共工事設計労務単価」(2省単価=左表)を基準にするとしています。

清掃・警備など業務委託で働くみなさんの賃金の下限額は、国土交通省の「建築保安業務労務単価」を基準にする考えです。

今年度の単価は、清掃員A(実務経験6年

以上)が日額9,800円(時給1,225円)

清掃員B(実務経験3年以上)日額

7,700円(962.5円)、清掃員C(実

務経験3年未満)日額6,400円(時

給800円)となっています。警備員A

(1級の資格者)は日額11,400円、警

備員B(2級の資格者)は日額9,500円、

(北海道/8時間あたり単価)

警備員Cは日額7,600円(時給950円)です。

清掃の下限額の  
基準は清掃員C  
=時給800円  
警備の下限額の  
基準は警備員C  
=時給950円

「条例」の学習会と労働組合加入の「出前相談」実施中

# 住民も行政も業者も労働者も困っている 不幸のサイクルから

# 住民も行政も業者も労働者も笑顔の 希望のサイクルへ

市民



受託業者は

- 入札のために「仕事がとれるか?とれても赤字」と寿命が縮む思い。技術研修などしてられない。
- 低額入札で仕事をとった。質下げは仕方ない。
- 2割下げた札を入れたが受注できず。廃業するしかないか…。



行政は

- 安くするための競争入札。多少質が下がってもしがたがない…。
- でも、年々委託費を下げたら安定したサービスが続くのか心配。
- 低価格で落札した業者が、途中で投げ出した!
- 手抜き工事で体育館の屋根が落ちた!
- 現場に目配りをしたいが人手がない。事故責任は問われるのに…。

現場の労働者は

- 入札のために賃金が下がり雇用も不安。
- 会社が受注に失敗し解雇! 落札業者の語いはあるが賃金は3割ダウンに。
- 大切にやりがいはあるけれど、生活できなければ動き続けられない。

行政は

- 公共サービスの質の保障に行政として目配りができるようになった。
- やっぱりよい仕事は、よい労働条件があつてこそ。安心して業務をこなせるようになった。
- 「公契約条例ができて、仕事が増えたら、過労死しちゃう!」と不安だった。市民から、職員を増やしての声があがり、やりがいが高まった。

現場の労働者は

- 少なくとも業界標準の賃金は保障されるようになった。
- 雇用が安定し生活の将来計画ができるようになった。
- 別会社になっても、同じ仕事なら労働条件は引き継がれることになった。

市民



受託業者は

- 異常なコスト削減競争とはオサラバ。仕事の出来で勝負できる。
- 不慣れな労働者を無理に集めなくてもよくなった。
- みんなに喜ばれるいい仕事をしていけるのでやりがいがある。

## 2006年ふじみ野市営プールで死亡事故 行政に厳しい判決

流氷プールの防護柵が外れた吸水口に小2女児が吸い込まれ死亡。業務委託されていた「太陽管財」(さいたま市)は、市との契約に違反し、すべて別会社に丸投げ。管理業者2名に対しては罰金各100万円の懲戒命令にとどまり、自治体職員2名に対しては業務上過失致死罪で禁錮1年6月と1年の有罪判決が下された。

## 判決要旨

「被告二人は、プール施設は危険を伴うことを認識していたものの、管理は委託業者に任せればよいものだと考え危険を発生させた。自己の職責の重要性に対する自覚を欠く全く無責任なもの。」(さいたま地方裁判所)

適正化が進むと

